

金ヶ崎町告示第71号

金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年5月24日

金ヶ崎町長 高橋寛寿

金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、有害獣による農作物への被害を防止するため、農家等が実施する電気柵設置事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、金ヶ崎町補助金交付規則（昭和42年金ヶ崎町規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害獣 ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ等、農作物に被害を与える獣類
- (2) 農家 町内に住所を有し農業を営む個人（1戸1法人を含む。）
- (3) 集落営農組織 主たる所在地が町内であり町内で農業を営む（2）以外の組織又は法人
- (4) 農地 町内に所在する販売用の農作物を栽培する農地

(補助対象事業)

第3 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる各号すべてに該当する事業とする。

- (1) 農家及び集落営農組織が申請日において耕作する農地のうち有害獣の被

害を現に受けている又は被害を受ける可能性が高いものに対して、申請日の属する年度内に電気柵を購入及び設置する事業。ただし、第7に規定する交付決定を受ける前に購入した電気柵は除くものとする。

(2) 国、県の補助等を受けていない事業

(3) この要綱による補助金の交付を受けたことがない農家及び集落営農組織が実施する事業

(補助対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費は、電気柵の設置に必要な資材の購入経費(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、次に定めるところによる。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

交付対象者	補助金の額	補助金の上限額
農 家	対象経費の2分の1に相当する額以内の額	5万円
集落営農組織	対象経費の2分の1に相当する額以内の額	25万円

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が指定する日までに次に掲げる書類を添えて、金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付申請書(様式第1号)を、町長に提出しなければならない。

(1) 事業施工位置図

(2) 見積書(資材品名、規格、数量、単価及び金額の確認ができるもの)

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7 町長は、第6に規定する申請を受理したときは、当該書類を審査し、適切と認めるときは、金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項による審査の結果、適切と認められないときは、金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(電気柵の設置)

第8 電気柵の設置に当たっては、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

(1) 周囲の土地所有者その他権限を有する者へ周知をすること。

(2) 申請者自らが設置及び管理を行い、原則として5年以上の使用に耐えることができる資材であること。

(事業の完了報告)

第9 第7の規定による交付決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）は、事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて金ケ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業完了届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(1) 領収書

(2) 設置状況が分かる写真

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に定める完了届を受理したときは、速やかに事業の実施状況及び当該書類を審査するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10 被交付決定者は、第9第2項の規定による審査の結果、適当と認められた場合は、速やかに金ケ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に定める請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(是正のための指示)

第11 町長は、第9第2項の規定による審査の結果、事業の内容が補助金の交付の決定の内容及び第8に定める事項、その他関係法令に適合しないと認めるときは、これに適合するよう措置することを被交付決定者に対して指示することがある。

2 被交付決定者は、前項の規定による指示に従い措置を行なった場合には、その結果を町長に報告しなければならない。

(事業完了後の提出書類)

第12 被交付決定者は、町長が指定する日までに、対象農地において生産した農作物の販売を確認できる書類を町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第13 町長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 事業の実施方法が不適切なとき。
- (5) 第11に規定する是正のための指示に従わないとき。
- (6) 第12に規定する書類の提出がなされないとき。
- (7) その他規則及び当要綱の規定に違反したとき。

2 被交付決定者は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、町長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

金ヶ崎町長 様

住 所
氏 名
連絡先 印

金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付申請書

年度において、金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金の交付を受けたいので、金ヶ崎町補助金交付規則及び金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱第6の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 事業目的 農作物の被害防止

2 被害防止対象

(1) 対象獣 ()

(2) 被害(想定)農作物 ()

3 対象農地

所在地	種別	面積

※種別には、田、畑のいずれかを記載すること。

4 事業内容及び事業費

事業内容	延長 (周囲)	事業費 (税抜)	財源内訳		
			補助金額	自己資金額	その他
電気柵設置	m	円	円	円	円

5 事業実施期間

着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

6 添付書類

(1) 事業施工位置図

(2) 見積書(資材品名、規格、数量、単価及び金額の確認ができるもの)

(3) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7関係）

金ケ崎町指令第 号
年 月 日

様

金ケ崎町長 印

金ケ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった金ケ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 対象事業費 金 円
- 2 補助金の額 金 円
- 3 事業実施に当たって遵守すべき事項
 - (1) 周囲の土地所有者その他権限を有する者への周知をすること。
 - (2) 申請者自らが設置及び管理を行い、原則として5年以上の使用に耐えることができる資材であること。
 - (3) 町内の農地への設置であること。
 - (4) 交付決定を受けた年度内に完了すること。
- 4 その他 事業が完了した年度の 月 日までに、対象農地において生産した農作物の販売を確認できる書類を提出してください。

様式第3号（第7関係）

第 号
年 月 日

様

金ヶ崎町長

印

金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金不交付決定通知書
年 月 日付けで申請のあった金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金について、交付しないことと決定したので通知します。

記

交付しないこととした理由：

様式第4号（第9関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住 所
氏 名
連絡先

印

金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業完了届
年度に実施した金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

添付書類 （1）領収書
 （2）設置状況が分かる写真

様式第5号（第10関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住 所
氏 名
連絡先

印

金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付請求書
年 月 日付け金ヶ崎町指令第 号で交付決定の通知のあった金ヶ崎町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金について、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助金請求額 金 円
- 3 補助金の振込先情報

金融機関名	銀行・労働金庫・信用金庫・農業協同組合		
支店名	支店		
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	カナ（ ）		

- 4 添付書類 振込先が確認できる通帳の写し